

後見制度支援信託 [商品内容説明書]

1. 商品名 (信託の種類)	・京都銀行 後見制度支援信託(成年被後見人さま・未成年被後見人さま用) (特約付指定金銭信託)
2. ご利用可能な お客さま (委託者兼受益者)	・法定後見人が選任されている成年被後見人さま、または未成年被後見人さまで、 家庭裁判所の指示書があるお客さまに限らせていただきます。 ・本信託の受益者は、委託者といたします。
3. 信託の目的	・被後見人さまの財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資することを目的として います。 ・信託金は、家庭裁判所の指示書にしたがって差し入れていただいた「後見制度支 援信託申込書」(以下、「申込書」といいます。)に基づき、必要に応じて定期的に 一定の金額を解約し、ご指定いただいた被後見人さまのご指定の当行普通預金 口座にお振込みいたします。
4. 信託期間 (1)信託契約期間 (2)信託財産交付日 (3)自動延長 (4)申出による期間延長 (5)自動継続扱い	・信託契約締結以降に、信託金全額を受託者が受領したときから信託の終了事由 に該当することとなった日までといたします。 (未成年後見の場合は、受益者さまが成年に達した日、受益者さまが婚姻により 成年に達したものとみなされる場合はその事態の生じた日までといたします。) ・家庭裁判所の指示書に基づき決定します。 ・ありません。 ・ありません。 ・ありません。
5. 信託財産の運用、 管理、処分	・本信託は、安全性を重視し、信託財産の安定成長を図ることを運用の方針とし、 次に掲げる方法により運用します。 ①預金 ②銀行の固有勘定への運用(預金および銀行勘定貸) ③合同運用金銭信託 ・信託財産は当行の固有勘定と分別管理します。 ・当行は、本信託の信託財産と運用を同じくする他の信託財産と合同で運用するこ とができるものとします。この場合、他の信託財産との損益分配は、各信託財産に 係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。
6. 信託業務の委託	・当行は、必要と認めた場合、信託業務の一部を第三者に委託することができる ものとします。 ・なお、受益者保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に該当 する場合、信託事務の一部を当行の利害関係人に委託することができるものと します。
7. 当行等との取引	・当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者さまの保護に 支障が生ずることがないものとして法令に定める場合には、約款第3条の2に基 づき、当行自身等との取引を行うことができます。 ・また、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で預金取引

	等を行うことができます。
8. 受益者に関する事項	・委託者さまを受益者とする自益信託とします。
9. 入金の方法 (1)信託設定方法	・家庭裁判所の指示書にしたがって、お申込みいただき、契約により信託設定します。 ・家庭裁判所の指示書にしたがって、信託金を追加することができます。
(2)入金金額・単位	・当初信託金および追加信託金は1円以上1円単位といたします。
10. 支払の方法 (1)元本の支払日	・家庭裁判所の指示書にしたがってご記入いただいた当行所定の申込書に基づき元本を分割して交付します。
(2)元本の支払方法	・申込書により、交付頻度、交付日、1回あたりの交付金額、お振込み口座等をご指定いただきます。 ・この分割交付にあたっては解約手数料および振込手数料はいただきません。なお交付日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日に交付いたします。 * 交付頻度: 毎月、2カ月ごと、3カ月ごと、半年ごと * 交付日: 15日のみ
(3)収益金の支払日・支払方法	・信託財産の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日に金銭でお支払いします。なお、最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託財産の元本に組入れます。
(4)収益金の課税	・信託財産の収益金については、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)となります。
11. 予定配当率	・予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ当行が決定します。 ・予定配当率は随時見直し、当行が定める方法により表示します。 ・当行は予定配当率を保証いたしません(確定利回りの商品ではないため、利益の補足は行いません)。
12. 信託報酬(手数料) (1)設定時報酬	・信託契約時に、165,000円(消費税込み)をお客さまより設定時報酬として申込金とは別にいただきます。
(2)運用報酬	・本信託の運用収益から予定配当額等を差引いた金額(信託財産の元本部分に対して、年8.0%を上限、年0.001%を下限とします)を運用報酬として、計算期日に信託財産から收受します。
(3)管理報酬	・信託設定日の属する月の翌々月から信託終了日の属する月まで、毎月1日に管理報酬として3,300円(消費税込み)を信託金とは別にいただきます。
(4)解約・振込手数料	・無料
(5)信託報酬引落口座	・信託報酬(設定時報酬および管理報酬)の引落口座として、当行普通預金を指定していただきます。 ※信託期間中は当該口座の解約はできません。

13. 信託財産に関する租税、その他費用	・信託財産に関する租税、その他信託事務の処理等に関しての必要な費用は、都度、信託財産から支払います。
14. 信託財産の計算期間	・本信託は、毎年3月・9月の各末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。 ・なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。
15. 信託財産の運用状況等の報告	・信託財産の運用状況、信託財産と当行、本信託の信託業務の委託先、当行の利害関係人、または他の信託財産との取引の状況については、当行担当者にご確認ください。
16. 中途解約	・家庭裁判所の指示書に基づく信託金の中途(一部を含む)解約のお申出があった場合は、原則として中途(一部を含む)解約に応じます。 ・なお、家庭裁判所の指示書に基づく場合以外の中途(一部を含む)解約は原則できません。
17. 元本の補てん	・当行は、本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。
18. 預金保険の適用	・本信託は預金保険の対象となります。ただし、信託財産の収益金は預金保険の対象ではありません。
19. 受益権の譲渡・質入の制限	・本信託の受益権は、当行の書面による承諾がなければ譲渡または質入することはできません。当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行書定の書式、手続により行います。
20. 信託終了の事由	・受益者さまが死亡した場合 ・成年後見の場合は受益者さまにつき後見開始取消審判が確定した場合 ・約款第10条の3に定める解約の場合 ・信託財産が1回の交付金額に満たなくなった場合 ・特別約定第6条による全部解約の場合 ・経済情勢の変動その他の相当の事由により、信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると受託者が認めた場合 ・受託者が辞任した場合 ・未成年の受益者さまが成年に達した場合
21. 付加できる特約事項	・分割交付の開始月は、信託設定日の翌々月から信託設定日の1年後の応当月までの間の任意の月をご指定いただくことができます。 ・分割交付を行わないこともできます。
22. 受託者の公告の方法	・当行は法令に別段の定めがない限り、公告を電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載する方法により行います。
23. 当行の苦情対応措置および紛争解決措置	・一般社団法人信託協会をご利用いただけます。 ・一般社団法人信託協会 信託相談所 (一般電話から) 0120-817335 (携帯電話・PHSから) 03-6206-3988

24. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託のお申込み時には、必ず詳細を約款等にてご確認ください。また、本信託には当行所定の受託審査があります。 ・本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者兼受益者さま名義の当行国内本支店の普通預金口座をご指定いただきます。また、信託期間中は原則当該普通預金口座を維持していただきます。 ・本信託のお申込み後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合に信託の設定(信託契約の成立)となります(お申込みのみでは信託の設定とはなりません。また、何らかの理由で当該振替がなされなかった場合も信託の設定とはなりません)。 ・本信託では受益権を証するための受益権証書および受益証券の発行はありません。 ・マル優(少額貯蓄非課税制度)は利用できません。 ・本信託は預金ではありません。 ・死亡日現在の信託財産は受益者さまの相続財産です。相続人さま等から当行所定の書類の提出を受け、相続手続を行います。 ・当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合、受益者さまからのお申出により本信託とお借入を相殺できます。
25. 受託者の商号・本店所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社京都銀行 ・〒600-8652 京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地